

新潟市水族館 実習生受入れに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、新潟市水族館(以下「水族館」という。)が実施する実習生受入れに関する必要な事項を定めることにより、学生の職業意識の向上や飼育・展示方法に関する理解を深めることを目的とする。

(実習区分及び実習内容)

第2条 実習区分及び実習内容は次のとおりとする。なお、(1)飼育実習及び(2)博物館実習は、展示第1係(魚類担当)、展示第2係(海獣担当)、展示第3係(イルカ担当)を全て行う。

- (1) 飼育実習 水生生物の展示と飼育に関する業務
- (2) 博物館実習 水生生物の展示と飼育に関する業務
- (3) 獣医実習 水族館の獣医師に関する業務

(実習対象者)

第3条 水族館において実習を行う対象者は、大学、短期大学及び専門学校(以下「教育機関」という。)に在籍する学生とし、次に掲げる基準に該当すると認められたものとする。

- (1) 生物飼育、展示など水族館の活動について目的意識をもって学ぶ意欲があるもの
- (2) 教育機関にて生物学、魚類学、水産学、獣医学など海洋生物学に関する課目を履修していること
- (3) 獣医実習は、獣医学課程を学び4年生以上であること
- (4) 将来の就職希望先が水族館と関係性があること
- (5) 上記に相当する程度の専門知識を有するとして特別に許可されたもの

(実習期間)

第4条 実習期間は、5月15日から11月30日の間で、原則9日間以内とする。ただし(2)博物館実習は原則9日間とする。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。(休憩1時間)

(受入人数)

第6条 実習生の受入人数は、1日3名までとする。

(報酬等)

第7条 実習生に対して、報酬、宿泊費、交通費その他実習に伴う経済的負担を行わない。また、実習に必要な作業着、合羽、長靴も実習生が各自用意する。

(サービス)

第8条 実習生は、水族館の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものは除く)を漏洩してはならない。実習終了後においても同様とする。

3 実習生は、実習時間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成のために努めなければならない。

4 実習生は、実習中においては、水族館職員の指示に従わなければならない。

(受入申請)

第9条 教育機関の代表者は、水族館において学生の実習を希望する場合は、下記に定める書類を水族館長に対して提出しなければならない。

- (1) 教育機関の「依頼文書」
- (2) 実習生の「履歴書」
- (3) 実習生の「誓約書」(別記様式 1)

(実習の中止)

第10条 水族館長は、次の各号のいずれかに該当することが認められた場合は、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第8条の規定による服務義務に従わない場合、又は実習を継続することが困難であるとき
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じる、又はそのおそれがあるとき
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき

(損害賠償)

第11条 実習中において、実習生の故意又は重大な過失により水族館又は第三者に対し損害が生じた場合、本人又は教育機関がその損害を賠償するものとする。

(傷病等の責任)

第12条 実習受入期間中の傷病等については、事由の如何に関わらず、水族館はその責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、実習生受入れの実施に関し必要な事項は、水族館長が定める。

誓 約 書

私は、新潟市水族館マリnpia日本海で学生実習を実施するにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 実習にあたって、貴施設の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- 2 実習中は、貴施設の諸規定及び指導職員の指示に従い誠実に実習すること。
- 3 実習中の事故等により被害を受けた場合は、本人が責任を負うこと。
- 4 実習中に知りえた秘密は、実習中又は実習終了後にかかわらず、他に漏らさないこと。
- 5 本人の不注意より貴施設に損害を与えた場合は、貴施設に従って弁償すること。

令和 年 月 日

新潟市水族館マリnpia日本海 館長 様

実習依頼校

学校名

学校長

住所

TEL

印

実習生

住所

氏名

TEL

印